

玄海原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	本文四、五、添六 - 2 改 1
提出年月日	令和元年 11 月 1 日

玄海原子力発電所 2 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、 維持管理対象設備の 選定結果について

: 第 2 回ヒアリング提出資料からの変更箇所

令和元年 11 月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (1/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	
1 原子炉施設の一部構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋	設置許可本文							
		炉心支持構造物	設置許可本文							
		燃料集合体	設置許可本文							
		原子炉容器	設置許可本文							
		放射線遮蔽体	設置許可本文							
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁								
2 燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置	設置許可本文							
		燃料移送装置	設置許可本文							
		除染装置	設置許可本文							
		新燃料貯蔵設備	設置許可本文							
		使用済燃料貯蔵設備	設置許可本文							
		蒸気発生器	設置許可本文							
		1次冷却ポンプ	設置許可本文							
		1次冷却材管	設置許可本文							
		加圧器	設置許可本文							
		主蒸気管	設置許可本文							
		蒸気タービン	設置許可本文							
		タービンバイパス設備	設置許可本文							
		主蒸気安全弁及び大気放出弁	設置許可本文							
		高圧注入系	設置許可本文							
		低圧注入系	設置許可本文							
		蒸注注入系	設置許可本文							
		化学体積制御設備	設置許可本文							
余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	設置許可本文		
原子炉冷却系補修設備	その他の主要な事項	原子炉補修冷却水設備	設置許可本文							
		原子炉補修冷却水ポンプ	設置許可本文							

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備
 ※1：原子炉格納容器外周のコンクリート壁
 ※2：廃止措置計画審査基準「核燃料物質取扱設備」の「使用済燃料貯蔵設備」については、適切な機能確保が求められるよう維持管理すること。】に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料貯蔵設備」の「使用済燃料貯蔵設備」については、適切な機能確保が求められるよう維持管理すること。】に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護設備」については適切な維持管理すること。】に基づき追加

維持管理対象設備
 ○：機能維持可能な設備
 ×：機能維持が可能な設備
 -1, 3, 4号炉で維持管理する設備

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (2/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考		
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	添付書第六に記載の設備	判定			
計装	計装	核計装	核計装	核計装	核計装	2	○	×	—	—		
		その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	2	○	×	—	—		
		原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	2	○	×	—	—		
		その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	2	○	×	—	—		
		制御設備	制御材	制御材駆動設備	制御材	制御材	制御材	2	○	×	—	—
				1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	2	○	×	—	—
				加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	2	○	×	—	—
				中央制御室	中央制御室	中央制御室	中央制御室	1, 2	○	×	—	—
				ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	1, 2	○	×	—	—
		気体廃棄物の廃棄設備	原子炉補助蒸気発生機	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	1, 2	○	×	—	—
原子炉補助蒸気発生機	原子炉補助蒸気発生機			原子炉補助蒸気発生機	原子炉補助蒸気発生機	2	○	×	—	—		
ほうく回収系	ほうく回収系			ほうく回収系	ほうく回収系	2	○	×	—	—		
液体廃棄物の廃棄設備	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1, 2	○	○	—	—		
		核融合タンク	核融合タンク	核融合タンク	核融合タンク	2	○	○	—	—		
		格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	2	○	○	—	—		
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	2	○	○	—	—		
		補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	2	○	○	—	—		
		補助建屋サブタンク	補助建屋サブタンク	補助建屋サブタンク	補助建屋サブタンク	2	○	○	—	—		
		格納容器サブ	格納容器サブ	格納容器サブ	格納容器サブ	2	○	○	—	—		
		B罐品ドレンタンク	B罐品ドレンタンク	B罐品ドレンタンク	B罐品ドレンタンク	2	○	○	—	—		
		洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	2	○	○	—	—		
		脱塩塔 (脱液蒸留水脱塩塔)	脱塩塔 (脱液蒸留水脱塩塔)	脱塩塔 (脱液蒸留水脱塩塔)	脱塩塔 (脱液蒸留水脱塩塔)	2	○	○	—	—		
放射線防護設備	放射線防護設備	脱液蒸留水タンク	脱液蒸留水タンク	脱液蒸留水タンク	脱液蒸留水タンク	1, 2	○	○	—	—		
		洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	1, 2	○	○	—	—		
		復水機冷却水放水口	復水機冷却水放水口	復水機冷却水放水口	復水機冷却水放水口	1, 2	○	○	—	—		
		海水冷却水放水口	海水冷却水放水口	海水冷却水放水口	海水冷却水放水口	1, 2	○	○	—	—		
		蒸餾液ハッチタンク	蒸餾液ハッチタンク	蒸餾液ハッチタンク	蒸餾液ハッチタンク	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		A罐品ドレンタンク	A罐品ドレンタンク	A罐品ドレンタンク	A罐品ドレンタンク	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	洗淨排水タンク	1, 2	○	○	—	—		
		洗淨排水処理装置	洗淨排水処理装置	洗淨排水処理装置	洗淨排水処理装置	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		洗淨排水モニタタンク	洗淨排水モニタタンク	洗淨排水モニタタンク	洗淨排水モニタタンク	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		洗淨排水濃縮液タンク	洗淨排水濃縮液タンク	洗淨排水濃縮液タンク	洗淨排水濃縮液タンク	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
放射線防護設備	放射線防護設備	洗淨排水濃縮液移送容器	洗淨排水濃縮液移送容器	洗淨排水濃縮液移送容器	洗淨排水濃縮液移送容器	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		復水機冷却水放水口	復水機冷却水放水口	復水機冷却水放水口	復水機冷却水放水口	1, 2	○	○	—	—		
		アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	1, 2	○	○	—	—		
		セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	1, 2	○	○	—	—		
		セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2	○	○	—	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		複固体焼却設備	複固体焼却設備	複固体焼却設備	複固体焼却設備	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		燃焼式複固体廃棄物処理設備	燃焼式複固体廃棄物処理設備	燃焼式複固体廃棄物処理設備	燃焼式複固体廃棄物処理設備	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		複固体溶融処理設備	複固体溶融処理設備	複固体溶融処理設備	複固体溶融処理設備	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
放射線防護設備	放射線防護設備	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	○	○	—	—		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		—	—	—	—	1, 2	○	○	—	—		
		使用済処理装置	使用済処理装置	使用済処理装置	使用済処理装置	1, 2	○	○	—	—		
		固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1, 2, 3, 4	○	○	—	—		
		蒸気発生器保管庫	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器保管庫	1, 2	○	○	—	—		
		—	—	—	—	1, 2	○	○	—	—		
		—	—	—	—	1, 2	○	○	—	—		
		—	—	—	—	1, 2	○	○	—	—		
		—	—	—	—	1, 2	○	○	—	—		

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を放射線防護設備で貯蔵する期間については、所定の性能を満足するよう当該燃料貯蔵設備及び燃料貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補給冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務標準者の役割を担ったため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性物じんが放出される可能性がある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内 訳	内 訳	内 訳	内 訳	判定	判定	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	2	○	設置許可本文
		原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器空気循環設備	原子炉格納容器	2	○	—
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器給気ファン	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器給気ユニット	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器排気ファン	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器排気ユニット	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器排気筒	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	—	○	—	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	補助燃焼ガスファン	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	補助燃焼ガスユニット	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	安全補助燃焼ガスファン	○	設置許可本文	
		原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	補助燃焼ガスファン	○	設置許可本文	
		その他原子炉の 付属施設	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備	2
受電系統	受電系統			受電系統	受電系統	1, 2	○	設置許可本文
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機			ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	1, 2, 3, 4	×	—
蓄電池	蓄電池			蓄電池	蓄電池	2	○	設置許可本文
キャスク保管建屋	キャスク保管建屋			キャスク保管建屋	キャスク保管建屋	1, 2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
発電所補助施設	その他の主要な事項			タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
		その他主要施設	その他の主要な事項	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	2
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	2	○	設置許可本文

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理対象設備として追加する設備

※1：廃止措置計画審査基準「新燃焼ガス使用炉格納容器換気設備」で規定する期間内においては、所定の性能を満足するよう当該燃焼ガス使用炉格納容器換気設備及び燃焼ガス使用炉格納容器換気設備を維持管理すること。Jに基づき追加

※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保に必要な設備(照明設備、補機冷却設備等)」については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。Jに基づき追加

※3：廃止措置計画審査基準「燃焼ガスの貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のための空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性崩しんが移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。Jに基づき追加

※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。J」に基づき追加